



学生連絡会細則

平成 28 年 3 月 27 日 第 28 回学生連絡会全体会議承認

(目的)

第 1 条 本細則は「学生連絡会規約」(1003-02) 第 1 条および第 3 条に基づき、学生連絡会（以下、「連絡会」という）の運営について定めることを目的とする。

(全体会議)

第 2 条 連絡会全体会議は「学生連絡会規約」第 8 条に基づき、連絡会の重要事項の承認などをおこなう。具体的な議事に関しては、運営小委員会がこれを定める。

- 2 連絡会全体会議の議事は、電子メール等で連絡会員に告知する。
- 3 連絡会全体会議での採決は出席者の過半数の賛成によっておこなわれる。

(運営小委員会)

第 3 条 運営小委員会は、「学生連絡会規約」第 3 条に基づく連絡会の事業について企画・審議をおこなう。

- 2 運営小委員会の運営委員は、「学生連絡会規約」第 6 条に基づき、以下の手続きで選出される。
 - (1) 運営小委員会は、現運営委員の任期満了までに次期運営委員候補者名簿を取り纏める。
 - (2) 既に運営委員となっている者のうち、次期も学生であり、かつ次期の運営委員を辞退しない者は次期運営委員候補者とする。
 - (3) 運営小委員会は次期運営委員候補者名簿を連絡会全体会議に諮り、過半数の賛成により承認される。ただし現運営委員の任期満了までに連絡会全体会議を開催できない場合、連絡会長の承認により暫定の運営小委員会を組織する。
- 3 運営委員の任期は 1 年とする。運営委員の再選については制限を設けない。
- 4 任期途中での運営委員の追加、交代は、所属大学の連絡会員、または連絡会長が推薦する候補者を運営小委員会に諮り、出席委員の 3 分の 2 の賛成で運営委員として選出される。新たに選出された運営委員の任期は他の委員の残りの任期と同じとする。

(改定)

第 4 条 本細則の改定は、学生連絡会運営小委員会が起案し、学生連絡会全体会議の承認を得たのち、部会等運営委員会および理事会に報告するものとする。

附則

- 1 平成 24 年 3 月 21 日 第 22 回学生連絡会全体会議改定、同日施行
- 2 改定履歴

- ① 平成 10 年 11 月 26 日 「学生連絡会内規」として第 408 回理事会制定
- ② 平成 24 年 3 月 21 日 第 22 回学生連絡会全体会議改定
- ③ 平成 27 年 9 月 10 日 第 27 回学生連絡会全体会議承認，平成 27 年 12 月 14 日 第 2 回部会等運営委員会報告，平成 28 年 1 月 26 日 第 6 回理事会報告
- ④ 平成 28 年 3 月 27 日 「学生連絡会細則」に変更 第 28 回学生連絡会全体会議承認，平成 28 年 4 月 15 日 部会等運営委員会メール報告，平成 28 年 5 月 24 日 第 7 回理事会報告

附則

- 1 平成 27 年 9 月 10 日承認の内規は，学生連絡会全体会議承認の日から施行する。
- 2 平成 28 年 3 月 27 日承認の細則は，学生連絡会全体会議承認の日から施行する。